

入札心得

- 1 入札参加者は、仕様書、現場等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札書、又は委任状は、所定の書式を使用しなければならない。
- 3 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。
委任状のない入札は、無効となる。
委任状には、法人代表者の登録印鑑届出印と代理人の印鑑を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- 4 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札執行回数は、1回とする。
- 6 入札書の金額は、税抜価格で記載する。
- 7 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 8 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

無効の入札

- 1 入札に参加する資格を有しない者による入札。
- 2 委任状を持参しない代理人による入札。
- 3 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。
- 4 入札書に記名押印(代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印)を欠く入札。
- 5 入札書の記載金額を、訂正した入札。
- 6 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- 7 他の参加者の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした入札。
- 8 予定価格、及び最低価格の制限範囲を超えた入札金額が記載された入札書。
- 9 入札書に、金額や¥マークの記載がない入札。
- 10 市に登録した所在地、商号又は名称、代表者氏名、代表者印、使用印といずれかが異なる入札書等(ただし、既に株主総会や法人登記等でいずれかの変更が実質的に終了している場合は、その限りではない)。
- 11 明らかに連合によると認められる者が提出した入札書。
- 12 その他、入札に関する条件に違反した入札。

落札候補者などの決定

- 1 予定価格、及び最低制限価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、落札候補者とする。
落札候補者が二人以上あるときは、ただちに、当該入札をした者にくじを引かせて順位を決定する。くじを引かない者があるときは、これに代わって、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 2 落札候補者以外の者のうち、入札価格が低い者から、順次順位を定める。同一価格の者があるときは、当該入札をした者にくじを引かせて順位を決定する。くじを引かない者があるときは、これに代わって、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

入札参加資格審査

- 1 落札については保留とし、落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査後に落札者を決定する。審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。
- 2 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、入札参加資格不適格通知書により通知するものとする。
- 3 入札参加資格不適格通知書を受理した者で不服がある者は、通知書が到達した日の翌日から起算して10日（休日を除く）以内に、説明を求めることができる。
- 4 前項の規定により説明を求める場合は、説明申立書を文化財課に持参または郵送しなければならない。
- 5 説明を求められたときは、説明申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日を除く）以内に、回答書により回答する。
- 6 前5項に規定する説明申立ては、第1項の落札者の決定を妨げることはできない。